

<税関係について>

1 個人市民税

均等割 平成13～15年度 年2,500円
平成16年度～ 年3,000円

所得割 変わりません。

2 法人市民税の税率

均等割 変わりません。

法人税割 事業年度終了の日が平成12年12月31日までの事業年度分に係るものは、旧黒崎町の税率14.7%を適用

事業年度終了の日が平成13年1月1日（合併日）以降のものは、新潟市の税率（下表のとおり）を適用

法人等の区分	税率
・保険業法に規定する相互会社 ・資本の金額又は出資金額が1,000万円以上の法人 ・資本の金額又は出資金額が1,000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円以上の法人	14.7%
・解散又は合併した場合の清算所得（清算予納及び残余財産の一部分配を含む。）に係るもの	
・資本の金額又は出資金額が1,000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人	13.5%

3 固定資産税の税率

変わりません。（1.4/100）

4 事業所税・・・新規該当

	事業に係る事業所税		新増設に係る事業所税
	資産割	従業者割	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人		事業所用家屋の建築主
課税標準	市内の事業所用家屋の延床面積	従業者給与総額	新増設された事業所用家屋の延床面積
税率	1㎡につき600円	0.25%	1㎡につき6,000円
免税点	合計延床面積 1,000㎡以下	合計従業者数 100人以下	2,000㎡以下
課税標準の算定期間	法人……事業年度 個人……1月1日～12月31日		新増設につき1回限り
徴収方法	申告納付		申告納付
納付期限	法人……事業年度終了の日から2カ月以内 個人……翌年の3月15日		新増設の日から2カ月以内

<経過措置>

○不均一課税（税率） 資産割……… 1㎡につき300円
従業者割……… 従業者給与総額の0.125%
新増設……… 1㎡につき3,000円

○不均一課税期間

（事業に係る事業所税）

平成13年7月1日～平成16年1月31日決算の法人

平成13年1月1日～平成15年12月31日まで事業を行う個人

（新増設に係る事業所税）

平成13年7月1日～平成16年1月31日まで新増設する法人・個人

5 軽自動車税

変わりません。

6 都市計画税・・・新規該当

都市計画税は、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その固定資産評価額を課税標準の基礎として当該土地または家屋の賦課期日（1月1日）現在の所有者に課税されます。納付は、固定資産税とあわせて納めていただきます。

税率 平成13年度から15年度まで不均一課税

・13年度 →0.07%

・14年度 →0.14%

・15年度 →0.21%

・16年度～→0.28%（新潟市と同じ）

7 税の納期

事項	現行	合併後（平成13年度分から）
個人市民税 （普通徴収分）	1期 6月16日～6月30日	1期 6月16日～6月30日
	2期 8月16日～8月31日	2期 8月16日～8月31日
	3期 10月16日～10月31日	3期 10月16日～10月31日
	4期 12月16日～12月25日	4期 翌年1月16日～1月31日
固定資産税 都市計画税	1期 4月16日～4月30日	1期 4月16日～4月30日
	2期 7月16日～7月31日	2期 7月16日～7月31日
	3期 9月16日～9月30日	3期 12月16日～12月28日
	4期 11月16日～11月30日	4期 翌年2月16日～2月末日
軽自動車税	全期 5月16日～5月31日	全期 5月16日～5月31日

※各納期の最終日が土・日曜日等にあたる場合は、翌開庁日となります。また、固定資産税・都市計画税の第1期の納期は、評価替えの年などに5月16日～5月31日に変更されることがあります。